

Title	イタリアのEU立法過程への参加および共同体義務の履行手続に関する一般規定：2005年2月4日付法律第11号(ブッティリオネ法)
Sub Title	Norme Generali sulla Partecipazione dell'Italia al Processo Normativo dell'Unione Europea e sulle Procedure di Esecuzione degli Obblighi Comunitari: Legge 4 Febbraio 2005 n. 11, "Legge Buttiglione"
Author	東, 史彦(Azuma, Fumihiko)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2012
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.23 (2012. 5) ,p.267- 285
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	翻訳
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20120529-0267

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

翻訳

イタリアのEU立法過程への参加および 共同体義務の履行手続に関する一般規定

——2005年2月4日付法律第11号（ブッティリオーネ法）——

東 史 彦／訳

訳者はしがき

2005年2月4日付法律第11号（ブッティリオーネ法）

訳者はしがき

EU指令の実施は、当初イタリアでは、通常法律の制定や、政府の委任立法により行なわれていた。しかしその手続は、各指令ごとに法律等の制定を要し、そしてその多くが政府の委任措置による補完を要することから、結果として慢性的な遅延をもたらしていた¹⁾。

実施手続の合理化の最初の試みは、1987年4月14日付法律第183号（ファッブリ法）²⁾である。同法は、従前の手続を能率化し、行政規則による指令の実施を最大限可能にした。同法により、指令実施の遅延は大幅に改善された³⁾。

1) GERLI, Simonetta, red., *Diritto dell'Unione Europea*, Simone, 2010, p. 98.

2) Legge Fabbri, 16 aprile 1987, n. 183, *Gazzetta Ufficiale* n. 109 supplemento ordinario del 13 maggio 1987.

3) GERLI, *op. cit.* at 1, p. 101.

続いて、「イタリアの共同体法制定過程への参加および共同体義務の履行手続に関する一般規定」を定める1989年3月9日付法律第86号（ラ・ペルゴラ法）⁴⁾が採択された。同法は、当時の共同体法のイタリアにおける実施手続を初めて完全な形で規律するものであった⁵⁾。同法は、その目的として、イタリアの欧州共同体への加盟に由来する義務の履行、規則、指令、および決定により生じる義務の履行、ならびに欧州司法裁判所により確認された国内立法および行政規定の共同体諸条約規定との不一致により生じる義務の履行を確約した（1条）。また、同法は、年次の「共同体法律（legge comunitaria）」の採択を規定していた。共同体法律は、直接的に共同体法（指令およびその他の直接効果を有しない法的行為）の実施規定となり、抵触する国内法規定を廃止し、共同体法のイタリアにおける完全な適用のために必要な措置を規定し、または政府が、共同体法律に定められた基準にしたがい、委任立法もしくは行政規則の採択により共同体法義務を実施することを認めるものである⁶⁾。

このようなラ・ペルゴラ法にもとづく制度は、採択後初期は効果的に機能したが、その後混乱を生じ、イタリアは共同体指令の実施に関して再び劣等生の一国に戻った。イタリアによる指令実施の遅延には、いくつかの理由が考えられる。一つは、立法手続の遅さである。これは、特に共同体義務の履行のための立法活動にのみ限った問題ではない。イタリアの立法手続は、完全ないし平等な二院制を採用しており、両院が同一の立法案に関してそれぞれ承認を与えねばならず、修正案が出された場合は、一方の議会から他方の議会に付託される、といった特徴を有している。その他の理由としては、同法が、緊急の性質を有する立法機能の行使を可能にする手段を備えていない点が挙げられる⁷⁾。

4) Legge La Pergola, 9 marzo 1989, n. 86, *Gazzetta Ufficiale* n. 58 del 10 marzo 1989.

5) GERLI, *op. cit.* at 1, p. 101.

6) CONDINANZI, Massimo, *L'Adattamento al Diritto Comunitario e dell'Unione Europea*, Giappichelli, 2003, pp. 31-32.

7) CONTALDI, Gianluca, "La disciplina della partecipazione italiana ai processi normativi comunitari alla luce della riforma della legge La Pergola", PREDIERI e TIZZANO, red., *Il diritto dell'Unione europea*, Giuffrè, 2005, pp. 515-516.

その他の特徴として、ラ・ペルゴラ法は、共同体法規定の実施が行政的措置のみならず、州（ならびにトレント自治県およびボルツァーノ自治県）法によっても行われることを認めていた（9条）⁸⁾。したがって、特別自治州のみならず、通常の州もまた、州の排他的権限分野のみならず〔国との〕共有権限分野においても、共同体法律の発効を待つことなく、指令を即時実施することができる。この共同体法規定の実施権限の州への付与は、後に、「イタリア憲法第2部第5章を修正」する2001年10月18日付憲法的法律第3号⁹⁾により改正されたイタリア憲法117条¹⁰⁾に盛り込まれ、憲法規定によっても確認されている¹¹⁾。

他方、指令の実施を州が怠った場合は、国による不履行として国が責任を問われ、国に対する義務不履行訴訟がとられる。そのため、州による実施の不履行の場合には、国が代替的に実施措置をとることが不可欠になる。そこで、同2001年10月18日付憲法的法律第3号により改正されたイタリア憲法120条2項¹²⁾は、州による国際条約または共同体法規定の不履行の場合には、政府が州に代わって行動する旨を直接規定した。この点に関して、「共和国法秩序の2001年10月18日付憲法的法律第3号への適合化のための規定」に関する2003年6月5日付法律第131号（ラ・ロジヤ法）¹³⁾ 8条により、共同体法の不実施の場合の政府による州の代替措置の手続が規定された¹⁴⁾。

8) 1998年4月24日付共同体法律第128号13条により改正後のもの。

9) Legge costituzionale, 18 ottobre 2001, n. 3, Gazzetta Ufficiale n. 248 del 24 ottobre 2001.

10) イタリア憲法117条1項「立法権は、憲法ならびに共同体法および国際的義務を遵守しつつ、国および州によって行使される」。5項「州ならびにトレントおよびボルツァーノ自治県は、自らの権限内の事項に関して、自治体法の形成に関するいかなる決定にも参加し、国の法律によって定められた手続にしたがい、国際協定ならびにEU法令の履行および執行を行う。国の法律は、州がその責務を遂行しない場合、州に代わって国がとる手続を定める」。

11) CONDINANZI, *op. cit.* at 6, p. 32.

12) イタリア憲法120条2項「政府は、州、大都市、県または市町村の機関が国際法規、条約または共同体の法令に違反したとき……地方政府の境界にとられることなく、これらの機関に代わって行動することができる……」。

13) Legge La Loggia, 5 giugno 2003, n. 131, Gazzetta Ufficiale n. 132 del 10 giugno 2003.

14) CONDINANZI, *op. cit.* at 6, p. 33.

同ラ・ロτζジャ法はまた、5条において、州および自治県による共同体措置の形成過程への参加をも規定した¹⁵⁾。

こうした上述の内容を含むラ・ペルゴラ法にもとづいた既存の共同体義務の履行をより迅速にするために、ラ・ペルゴラ法の改正法として、2005年にブッティリオーネ法¹⁶⁾が採択された。具体的には、10条により、共同体法律の発効以前に指令の実施期限が経過してしまうような場合には、政府が緊急に実施措置をとることができる。その他の重要な点としては、議会および州の理事会における立法作業への関与に関する規律を導入した点が挙げられる（3～6条）。政府は、理事会の法案または議事に関し、議会または州への諮問を経ることにより、議決を行うことができる。これは、理事会の作業への国内議会によるさらなる参加の必要性、および上述の2001年10月18日付憲法的法律第3号により修正されたイタリア憲法第2部第5章の州および中央政府の関係に対応する規律の導入の必要性に応じて導入されたものである¹⁷⁾。

2005年2月4日付法律第11号（ブッティリオーネ法）

イタリアのEU立法過程への参加および共同体義務の履行手続に関する一般規定 第1条（目的）

1項 本法律は、補完性、比例性、効率性、透明性および民主的参加の原則にもとづき、共同体およびEUの法的行為の準備段階におけるイタリアの立場の形成過程を規律し、ならびにイタリアのEUへの加盟に由来する義務の履行を確約するものである。

2項 1項規定の義務は、次の場合に生じる。

a) イタリア共和国に実施措置をとるよう義務づける共同体およびEUの法的行為の公布

15) GERLI, *op. cit.* at 1, p. 109.

16) Legge Buttiglione, 4 febbraio 2005, n. 11, *Gazzetta Ufficiale* n. 37 del 15 febbraio 2005.

17) CONTALDI, *op. cit.* at 7, p. 516.

b) 欧州司法裁判所の判決による、国内法規範の立法および行政規定の、共同体法規範の規定との不一致に関する司法判断

c) 警察刑事司法協力の分野で採択される枠組決定および決定の公布

第2条（欧州共同体問題省際委員会）

1項 共同体およびEUの法的行為の準備段階でのイタリアの立場の形成過程における政府の政治的方針をまとめ、本法律規定の義務の正確な履行を可能にするため、総理大臣または共同体政策担当大臣により招集および統括され、外務大臣、地域問題担当大臣、ならびにその他の議事日程に含まれる措置および主題の対象となっている問題について権限を有する大臣が参加する、欧州共同体問題省際委員会（CIACE: Comitato interministeriale per gli affari comunitari europei）が、総理府に設置される。

2項 CIACEには、州および自治県にも関係する問題が扱われる場合には、州ならびにトレントおよびボルツァーノ自治県知事会議の議長または同人により委任された州もしくは自治県の長の1人、および地方自治体の権限分野である場合には、地方自治体の代表団体の議長が、参加を求めることができる。

3項 CIACEは、憲法および法律により議会、内閣、ならびに国家、州、ならびにトレントおよびボルツァーノ自治県間関係に関する常駐会議に付与された権限を尊重しつつ、自らの使命を果たす。

4項 CIACEは、会合の準備のために、共同体政策局に設置され、共同体政策担当大臣またはその代理により調整および統括される常駐専門家委員会を利用する。同専門家委員会は、政府の各局から指名された総局長、または関連分野の適切な専門性を有する上級官僚から成る。州および自治県にも関わる問題が扱われる場合、同専門家委員会は、扱われている問題に関し権限を有する州の評議員またはその代理人により補完されつつ、国家、州、ならびにトレントおよびボルツァーノ自治県間関係に関する常駐会議において、地域問題担当大臣との合意のもと、共同体政策担当大臣により招集され統括される。CIACEおよび常駐専門家委員会の機能は、それぞれ総理大臣による政令および共同体政策担当大臣による省令をもって規律される。

5 項 本条の実施により、公共財政に対し、新たな、または追加的な負担は生じないものとする。

第3条（共同体およびEUの政策決定の形成過程への議会の参加）

1 項 共同体およびEUの法的行為の案、それらの予備案、ならびに修正案は、受領と同時に、総理大臣または共同体政策担当大臣により、権限を有する議会内機関への割り当てのため、その協議または採択に想定される日付を示した上で、両議会に伝達される。

2 項 1 項規定の案および法的行為には、緑書、白書、およびコミュニケーションのように、欧州共同体コミッションにより策定される諮問文書も含まれる。

3 項 総理府の共同体政策局は、不断の情報更新に留意しつつ、伝達された案および法的行為に関する、適正な、時宜を得た情報の、両議会への提供を保証する。

4 項 総理大臣または共同体政策担当大臣は、EU閣僚理事会会合の議事日程に載せられた案および事項に関する情報を、時宜を得て、権限を有する議会内機関に対し、提供する。

5 項 政府は、欧州理事会会合の進行の前に、政府がとる予定である立場を両議会に説明しつつ報告し、要請があれば、EU閣僚理事会会合の前に、権限を有する議会内機関に報告する。

6 項 総理大臣または共同体政策担当大臣は、半年ごとに両議会に対し、共同体分野において決定されたかまたは議論中である重要度の高い関心事項についての説明を交えながら報告し、EU閣僚理事会および欧州理事会の会合結果について、その進行から15日以内に、権限を有する議会内機関に対し情報提供を行う。

7 項 1 項および2 項規定の案ならびに法的行為に関し、権限を有する議会内機関は、見解をまとめ、適切な形式で政府に対する方針文書を採択することができる。そのために、総理大臣または共同体政策担当大臣を通じて、交渉状況や、すでに諮問された者により表明された見解があればその見解のみならず、法制度、行政組織、ならびに市民および企業活動に対する影響を考慮した専門

報告書を、政府に要求することができる。

第4条（議会による検討の留保）

1項 両議会が第3条1項および2項の案または法的行為の検討を開始した場合、政府は、同検討の結論を受けてからのみ、およびいずれにしろEU閣僚理事会において議会による検討の留保を行い、3項規定の期限が経過した後に、関連する共同体およびEUの法的行為の形成のための自らの権限に基づく活動に着手することができる。

2項 第3条1項および2項規定の案または法的行為が特に政治的、経済的および社会的な重要性を有する場合、政府は、EU閣僚理事会において、文言もしくは文言の一または複数の部分に関する議会による検討の留保を行うことができる。そのような場合、政府は、権限を有する議会内機関が意見を表明できるように、決定にかけられている文言を両議院に送付する。

3項 1項および2項の場合、総理大臣または共同体政策担当大臣は、EU閣僚理事会において議会による検討の留保を行ったことを両議院に通知する。上述の通知から20日の期間が経過した後は、政府は、議会の意見表明がない場合でも、共同体およびEUの関連する法的行為の形成のための活動に着手することができる。

第5条（州および自治県の共同体の法的行為の形成に関する決定への参加）

1項 第3条1項および2項規定の案ならびに法的行為は、総理大臣または共同体政策担当大臣により、その受領と同時に、州政および自治県政評議会ならびに州および自治県議会への送達を目的で、州ならびにトレントおよびボルツァーノ自治県知事会議、ならびに地方議会議長会議に、審議および採択に想定される日付を示した上で、伝達される。

2項 1項と同じ態様で、総理府の共同体担当政策局は、伝達された州および自治県の権限事項に該当する案ならびに法的行為に関し、州および自治県に対し、その不断の情報更新に留意しつつ、適正な、時宜に合った情報提供を保証する。

3項 イタリアの立場の形成のために、州および自治県は、自らの権限事項内

で、第3条1項および2項規定の法的行為の受領の日から20日以内に、州ならびにトレントおよびボルツァーノ自治県知事会議、または地方議会議長会議を通じ、総理大臣または共同体政策担当大臣に見解を伝えることができる。

4項 法的拘束力を有する共同体の法的行為の案が、州または自治県の立法権限に属する事項に関する場合、および一もしくは複数の州または自治県が要求する場合、政府は、1997年8月28日付委任立法（decreto legislativo）第281号第3条にもとづく了解の達成のため、20日以内に、国家、州、ならびにトレントおよびボルツァーノ自治県間関係に関する常駐会議を招集する。20日の同期間が経過、または根拠が明らかな喫緊緊急の場合には、了解がないときでも、政府は行動を開始することができる。

5項 4項規定の場合、国家、州、ならびにトレントおよびボルツァーノ自治県間関係に関する常駐会議が要求するとき、政府は、EU閣僚理事会において、検討の留保を行う。そのような場合、総理大臣または共同体政策担当大臣は、国家、州、ならびにトレントおよびボルツァーノ自治県間関係に関する常駐会議に対し、EU閣僚理事会において検討の留保を行ったことを報告する。上記の報告から20日が経過した場合、政府は、同会議の声明がなくとも、関連する共同体の法的行為の形成のための活動に着手することができる。

6項 4項の規定を害することなく、州および自治県の見解が、案の送付文書に示された日付、または共同体において審議される日の前日までに、政府に送達されない場合は、政府はいずれにしろ関連する共同体の法的行為の形成のための活動に着手することができる。

7項 州および自治県の権限事項においては、総理府共同体政策局は、1999年7月30日付委任立法第303号第3条2項規定の権限の行使に際し、外務大臣および関連事項について権限を有する大臣の了解のもと、支持すべきEUにおけるイタリアの立場を後に決定するため、州ならびにトレントおよびボルツァーノ自治県知事会議にて定められた基準にしたがい選ばれる州および自治県の代表を、個別の国内調整会合に召集する。

8項 7項の実施により、公共財政に対し、新たな、または追加的な負担は生

じないものとする。

9項 総理大臣または共同体政策担当大臣は、州ならびにトレントおよびボルツァーノ自治県知事会議を通じ、EU閣僚理事会会合の議事録に載せられた州および自治県の権限事項に関する案ならびに事項について、州および自治県に、時宜を得て情報を提供する。

10項 総理大臣または共同体政策大臣は、欧州理事会会合の開催の前に、議事録に載せられた州および自治県の権限事項に関する案ならびに事項について、政府がとる予定である立場の説明を加えて、国家、州、ならびにトレントおよびボルツァーノ自治県間関係に関する常駐会議に、共同体に関する会期中に、報告する。また政府は、同会議の要請にもとづき、EU閣僚理事会会合の前に、議事録に載せられた州および自治県の権限事項に関する案ならびに事項について、政府がとる予定である立場の説明を加えて、同会議に対し、共同体に関する会期中に、報告する。

11項 総理大臣または共同体政策担当大臣は、EU閣僚理事会および欧州理事会の会合の結果についての情報を、州および自治県の権限事項に言及しながら、州ならびにトレントおよびボルツァーノ自治県知事会議を通じ、会合開催から15日以内に、州および自治県に提供する。

12項 2003年6月5日付法律第131号第5条の規定は、影響をうけない。

第6条（拘束力を有する共同体の法的行為の形成に関する決定への地方自治体の参加）

1項 第3条1項および2項規定の案ならびに法的行為が、地方自治体の権限分野に特別な関連性を有する問題に関わる場合、総理府共同体政策局は、それらを国家、都市および地方自治体間会議に伝達する。また、そのような案および法的行為は、国家、都市および地方自治体間会議を通じ、地方自治体の代表団体に伝達される。地方自治体の代表団体は、自らの関心事項である全ての案および法的行為に関し、国家、都市および地方自治体間会議を通じ、総理大臣または共同体政策担当大臣に見解を送達することができ、ならびに同全ての案および法的行為を同会議による検討に付するよう要求することができる。

2項 地方自治体に権限が与えられる事項では、総理府共同体政策局は、国

家、都市および地方自治体間会議の場で定められる方法にしたがい地方自治体により選任された専門家を、第5条7項規定の会合に召集する。本項の実施により、公共財政に対し、新たな、または追加的な負担は生じないものとする。

3項 法的行為の案もしくは法的行為の送達文書に提示された日付までに、または、そのような文書がない場合は共同体の場での審議の前日までに、地方自治体の見解が政府に送達されないとき、政府は、いずれにしる、関連する共同体の法的行為の形成のための活動に着手することができる。

第7条（共同体の法的行為の形成に関する決定への労使双方および産業界による参加）

1項 総理大臣または共同体政策担当大臣は、特に経済的および社会的な関心事項に関わる第3条1項規定の案ならびに法的行為を、国内経済労働理事会（CNEL：Consiglio nazionale dell'economia e del lavoro）に伝達する。CNELは、1986年12月30日付法律第936号第10条および第12条にもとづき、適切と考える評価および資料を、両議院および政府に送達することができる。同目的のため、CNELは、自らの規程にもとづき、共同体の法的行為の検討委員会をまたは複数設置することができる。

2項 総理大臣または共同体政策担当大臣は、より広く産業界および労使双方の参加を確保するため、CNELと協力し、市、県、山間部共同体間の国内団体またはその他の関係者に作業を要請できる専用の研究会合を組織する。

第8条（共同体法律）

1項 国、州、および自治県は、それぞれの立法権限事項内で、時宜に適った共同体指令の実施を行う。

2項 総理大臣または共同体政策担当大臣は、EUおよび共同体の機関により制定された法的拘束力を有する行為ならびに方針について、時宜を得て、両議院に情報提供し、および州ならびにトレントおよびボルツァーノ自治県知事会議、ならびに地方議会議長会議を通じ、時宜を得て、州および自治県に情報提供する。

3項 総理大臣または共同体政策担当大臣は、関係する行政機関と協力し、2項規定の法的行為との関係における国内法規範および政府の政治的方針の適合

性の状態を検証し、そのような適合性を確保するために採るべき措置に関する点を含め、結論を、時宜を得て、またはいずれにしろ4か月ごとに、権限を有する議会内機関、国家、州、ならびにトレントおよびボルツァーノ自治県間関係に関する常駐会議、ならびに地方議会議長会議に伝達し、適宜見解を策定させる。州および自治県は、自らの権限事項内において、上述の法的行為との関係における自らの法規範の適合性の状態を検証し、とるべき措置に関して、総理府の共同体政策局に結果を伝達する。

4項 検証の結果、および3項規定の見解を考慮に入れ、総理大臣または共同体政策担当大臣は、外務大臣、およびその他の関係大臣と共に、毎年1月31日までに、「イタリアの欧州共同体への加盟による義務の履行のための規定」を実施する法律案を、議会に提出する。当該法律の標題には、年号の前に「共同体法律」との文言が加えられる。

5項 4項規定の法律案に関する範囲において、政府は次の諸点を実行する。

- a) 国内法規範の共同体法との適合性の状態、およびイタリア共和国による共同体法義務の不測の不履行または違反に関し、特に欧州司法裁判所の判例を考慮に入れた、不測の義務不履行手続の状態について言及する。
- b) 実施された指令または行政手続により要実施の指令のリストを提供する。
- c) 実施期限がすでに過ぎた指令、および委任立法期限として言及された期限に実施期限が経過してしまう指令の実施を、不測にも怠った場合の理由を個別に考慮する。
- d) 第11条規定の行政規則によって実施された指令のリストのみならず、既に採択された実施行政規則がある場合には、それらの重要事項の表を提供する。
- e) それぞれの州および自治県において州および自治県の権限事項に該当する指令を実施した法的拘束力のある法的行為のリストを提供し、州および自治県によって承認された年次の実施法律があれば、それらについても言及する。リストは、州ならびにトレントおよびボルツァーノ自治県知事会議により策定され、有効な期間内に、およびいずれにしろ毎年1月25日までに、総理府共同体政策局に送達される。

第9条（共同体法律の内容）

1項 国内法規範の共同体法規範への定期的な適合化が、年次の共同体法律により確保される。共同体法律は以下の内容を有する。

- a) 第1条規定の義務と抵触する現行国内規定の修正または廃止規定
- b) イタリア共和国に対し欧州司法裁判所により開始された義務不履行訴訟の対象となった現行国内規定の修正または廃止規定
- c) 第1条2項a) およびc) 規定の、政府への立法の委任の場合を含めた、欧州共同体理事会もしくはコミッションの法的行為の実施または適用の確保に必要な規定
- d) 第11条にもとづき、政府に行政規則による指令の実施を承認する規定
- e) EUの対外関係枠組において締結された国際条約の実施のために必要な規定
- f) 憲法第117条3項規定の事項における共同体の法的行為の実施または適用の確保のために、州および自治県が自らの法制定権限を行使する際に遵守する、基本原理を確定する規定
- g) 州および自治県の立法権限事項内において、州および自治県により実施された共同体規定違反に対し、刑事制裁を規定する委任立法の制定を、政府に委任する規定
- h) 第16条3項規定の原理に適合しかつ限界を遵守しながら、憲法第117条5項規定の代替権限の行使において制定される規定

2項 当該年次の共同体法律に規定された共同体規定の実施のために、公的機関が行うべき給付および監査に関連する義務は、共同体の規律と抵触しない場合、役務の実際の費用にもとづき算定される料金にもとづき、関係当事者の負担とされる。先行する期間の料金は、事前に決定され、公表される。

第10条（共同体法規範から生じる義務への適合化のための緊急措置）

1項 総理大臣または共同体政策担当大臣は、指令の実施期限が当該年の共同体法律の発効想定日に先立つ場合にのみ、国に適合化義務を生ずる共同体およびEUの拘束力を有する法的行為ならびに司法機関の判決との関係で必要な、緊急のものを含み、措置の採択を、内閣に対し提案することができる。

2項 総理大臣または議会関係担当大臣は、1項規定の措置について議会での時宜に適った検討を促進するために必要な発議を行う。

3項 1項規定の場合、共同体法義務への適合化義務が州および自治県の立法または行政権限事項に関係するとき、総理大臣または共同体政策担当大臣は、実施期限を示しつつ関係機関に情報提供を行い、必要な場合には、行われるべき発議をまとめるために、問題が国家、州、ならびにトレントおよびボルツァーノ自治県間関係常駐会議の検討に付されるよう要求する。上述の機関による適合化が時宜を得て行われない場合には、総理大臣または共同体政策担当大臣は、本法律の第11条8項、第13条2項、および第16条3項の規定ならびにその他の関連立法規定にもとづき、憲法第117条5項および第120条2項規定の代替権限の行使のための適切な発議を、内閣に対し提案する。

4項 共同体法規定の実施または同実施規定の修正のための委任立法は、その委任については年次の共同体法律とは別の法律に規定されるが、年次共同体法律に規定された一般的指針原則および基準にしたがい、外務、司法、経済、財政、およびその他の関係大臣と共に、総理大臣または共同体政策担当大臣および当該事項に関し制度的に優先的な権限を有する大臣による提案にもとづき、採択される。

5項 4項の規定は、分野の規定の再編成および調和のための法典の制定に際しては、州および自治県の権限を尊重しつつ、適用される。

第11条（行政規則による実施）

1項 既に法律により規律されているが、絶対的に法律により留保されていない憲法第117条2項規定の事項においては、指令は、共同体法律がその旨規定する場合、行政規則によって実施されうる。政府は、その実施のために第9条1項d) 規定の承認を求める指令のリストを、共同体法律案に添付し、両議会に提出する。

2項 1項規定の行政規則は、1988年8月23日付法律第400号第17条1項、2項、およびその後の修正にもとづき、関係する大臣とともに、総理大臣または共同体政策大臣および当該事項について制度的に優先的な権限を有する大臣の提案

にもとづき、採択される。行政規則案については、国務院の意見が求められ、国務院は要請から45日以内に意見を表明しなければならない。また、行政規則案については、共同体法律がその旨規定する場合、権限を有する議会内機関の意見が求められ、同機関には国務院の意見が添付された専用の報告書と共に行政規則の案が送付され、同機関は指定より45日以内に意見を表明する。上記の期限が経過した場合、上記の意見が表明されていないときでも、行政規則は採択される。

3 項 1 項規定の行政規則は、実施指令内の原則および規定を遵守しつつ、以下の一般的規定にしたがう。

- a) 補完性原則を遵守した行政機関の実施の責任および役割の明確化
- b) 当該分野においてすでに機能している組織による実効性、効率性、確実性および迅速性を確保する方法にもとづく監督権限の行使
- c) 国家および地域の社会経済的特異性、および当該分野の関連規定にもとづいた指令内の選択肢の行使
- d) 1997年3月15日付法律第59号第20条5項規定の原則、およびその後の修正を遵守した期限および手続の設定

4 項 1 項規定の行政規則は、その採択の時まで、共同体の規律に修正が生じた場合、共同体規律の修正をも考慮に入れる。

5 項 法律または1988年8月23日付法律第400号第17条1項、2項、およびその後の修正にしたがって採択された行政規則により規律されておらず、ならびに法律によって留保されていない、憲法第117条2項規定の事項においては、指令は、1988年8月23日付法律第400号第17条3項にもとづき、省もしくは省際規則により、または関係を有する大臣の協力を得た、当該事項に関し優先的な権限を有する大臣による、一般的な行政行為により、実施されうる。同手続をもって、その後の指令の修正および補完は実施される。

6 項 いずれにしろ、指令がその実施の態様について選択の余地を許容している場合、共同体法律またはその他の国の法律は、指針となる原則および基準を規定する。さらに、刑事制裁もしくは行政制裁を導入するため、または新たな

規律の適用に関わる行政機能を委ねる公的機関を確定するために必要な規定は、法律によって行われる。

7項 いずれの場合にも、指令の実施が次の内容を許容する場合、第9条1項c)にもとづき共同体法律が規定を行う。

- a) 新たな行政機関または制度の設立
- b) 新たな支出または少額の収入の規定

8項 憲法第117条5項の規定に関し、州および自治県の立法権限事項において、共同体規定を実施する際の上記の機関の不測の不作為を解決する目的で、本条の規定の法的拘束力を有する法的行為は、採択しうる。そのような場合、国の法的拘束力を有する法的行為は、州および自治県においてその独自の実施規定が発効していないとき、各共同体法規定の実施のために定められた期限の経過時から適用し、当該州および自治県の実施規定の発効の日以降効力を失い、ならびに行使される権限が代替的性質であること、および国の法的行為に含まれる規定が第二義的な性格であることを明記することとする。上述の法的拘束力を有する法的行為は、国家、州、ならびにトレントおよびボルツァーノ自治県間関係常駐会議の事前の検討に付される。

第12条（行政規則により実施された共同体指令の修正の実施）

1項 第13条の規定を害することなく、共同体法律は、第11条規定の行政規則を通じて実施すべき指令の各修正の実施に際して、同第11条2項規定の手続に則る旨を規定することができる。

第13条（専門的適合理化）

1項 国内法規範においてすでに実施された指令の実施方法および専門的秩序の特徴を修正する共同体規定であり、自律的に適用されないものについては、憲法第117条2項規定の事項の範囲内において、当該事案について権限を有する大臣の省令により実施が行われ、同実施について同大臣は時宜を得て総理府共同体政策局に報告を行う。

2項 憲法第117条5項の規定に関して、本条規定の措置は、州および自治県機関による共同体規定の不測の不実施を解決する目的で、州および自治県の立

法権限事項の範囲内において採択されうる。そのような場合、採択された国の措置は、独自の実施法令が発効していない州および自治県において、関連する共同体規定の実施のために定められた期限の経過後に適用し、ならびに各州および自治県の実施法令が発効した日付以降、効力を失うものとする。同措置は、行使された権限が代替的性質であること、および同措置に含まれる規定が第二義的な性格であることを明記することとする。

第14条（共同体の決定）

1 項 欧州共同体理事会またはコミッションにより採択された、イタリア共和国宛の決定で、国内関心事項に対し特別な重要性を有し、または重要な実施義務をもたらすものの通知を受けた場合、共同体政策担当大臣は、外務大臣および関係大臣と協議し、了解を得た上で、内閣に報告する。

2 項 内閣は、決定に対し異議申立てを行わない場合には、権限を有する当局に配慮しながら、決定の実施に適した指示を出す。

3 項 決定の実施が、州または自治権の権限と抵触する場合、関係する州または自治県の知事は、特別憲章の規定を害することなく、内閣の会合に出席し、諮問投票権を認められる。

4 項 総理大臣または共同体政策担当大臣は、欧州共同体理事会またはコミッションにより採択された決定の文書を、その実施のための見解および方針文書の策定のために、両議会に送達する。州および自治県の権限事項内においては、決定は、州ならびにトレンティーノおよびボルツァーノ自治県知事会議、ならびに地方議会議長会議を通じ、見解の策定のために、関係地方機関にも送達される。

第15条（議会への年次報告）

1 項 毎年1月31日までに、政府は、以下の事項に関し、議会に報告書を提出する。

a) 欧州統合の過程の進展について。特に、欧州理事会およびEU閣僚理事会の活動、EUの制度上の問題、EUの対外関係、司法内務協力、ならびに連合の一般的な政治動向に関する言及を含む。

b) イタリアの共同体立法過程への参加について。それぞれの共同体の政策について、共同体の政策に関する法的拘束力を有する法的行為各種について、および一般的な政治的重要性を帯びる個別の法的拘束力を有する法的行為について、共同体の法的拘束力を有する法的行為の採択を念頭に置いた準備作業におけるイタリアの政策を特徴づける原則および方向性の提示を含む。

c) 経済的および社会的連帯政策のイタリアにおける実施、ならびに財源金のイタリアへの流入状況およびその利用について。欧州共同体会計検査院のイタリアに関係する報告についての言及を含む。

d) 両議会の意見、見解および方針文書のみならず、州ならびにトレントおよびボルツァーノ自治県知事会議、国家、州、ならびにトレントおよびボルツァーノ自治県間関係に関する常駐会議、ならびに地方議会議長会議の見解について。行われた発議および結果として採択された措置の提示を含む。

e) 第14条2項規定の異議申立ての表および理由について。

2項 1項の報告書においては、政府が進行中の年次に採用予定としている活動および方向性についての報告は、明確に区別される。

第16条（州および自治県による共同体指令の実施）

1項 州および自治県は、自らの権限事項内において、共同体指令を直接実施することができる。共有権限の分野においては、共同体法律は、不測の州法または県法により逸脱されえず、州および自治県によりすでに制定された抵触する規定に優越する、基本原則を提示する。

2項 自らの立法権限事項の範囲内において共同体指令を実施するために州および自治県によって採択された措置は、標題に実施する指令の識別番号を示し、原本と相違ない写しにより、総理府共同体政策局に直接送達されねばならない。

3項 憲法第117条5項規定の目的のため、共同体義務の履行のために国により採択される立法規定は、州および自治県の立法権限事項内においては、第11条8項第2文規定の条件および手続にしたがい、州および自治県に対し適用される。

4項 指令が関係する憲法第117条2項の規定の事項の範囲内においては、政

府は、州および自治県が、全国的性格という要請の充足のため、経済計画の目的の達成のため、および国際的義務から派生する責務の遵守のために、則らねばならない基準を提示し、指針を策定する。上述の任務は、それが法律もしくは法律の効力を有する法的行為、または共同体法律にもとづき第11条規定の行政規則により遂行される場合を除き、1997年3月15日付法律第59号第8条規定の手續にしたがい、権限を有する大臣の了解のもと、総理大臣または共同体政策担当大臣の提案にもとづき、内閣の審議を通じて遂行される。

第17条（国家—州間会議の共同体事案会合）

1 項 総理大臣は、少なくとも2か月に1度、または州および自治県の要請にもとづき、州および県の関心事項である共同体政策に関する討議のための、国家、州、ならびにトレントおよびボルツァーノ自治県間関係常駐会議の特別会合を招集する。政府は、同会合で出された結果についての情報を、時宜を得て両議会に提供する。

2 項 同会議は、特に以下に関して、意見を表明する。

- a) 州の権限に関わる共同体の法的行為の受容および実施に関連する一般的方向性
- b) 州の任務の遂行を、第1条1項規定の義務の遵守および履行に適合化するための基準および手續
- c) 1997年8月28日付委任立法第281号第5条1項b)の規定およびその修正にもとづく、第8条規定の法律案の概要

3 項 共同体政策担当大臣は、1987年4月16日付法律第183号第2条規定の権限の側面に関する経済計画のための省際委員会に報告する。

第18条（国家、都市および地方自治体間会議の共同体事案会合）

1 項 総理大臣または共同体政策担当大臣は、毎年少なくとも1回、または地方自治体代表団体もしくは関係する地方自治体の要請にもとづき、地方自治体の関心事項である共同体政策に関する討議のための、国家、都市および地方自治体間会議の特別会合を招集する。政府は、同会合で出された結果についての情報を、時宜を得て両議会ならびに州ならびにトレントおよびボルツァーノ自

治県知事会議に提供する。国家、都市および地方自治体間会議は、特に、地方自治体の関心事項である任務の遂行を第1条1項規定の義務の遵守および履行に適合化するための基準および手続に関し、意見を表明する。

第19条（電子情報手段の利用）

1項 本法律規定の情報の送達義務の履行に際して、総理大臣または共同体政策大臣は、電子情報手段を利用することができる。

第20条（特別憲章にもとづく州および自治県）

1項 特別憲章にもとづく州および自治県については、各特別憲章および関連実施規定の規定は影響を受けない。

第21条（法律の修正、適用免除、停止または廃止）

1項 憲法第117条1項の実施のため、本法律の規定は、修正、適用免除、停止または廃止の旨を示す明確な規定をもってのみ、後の法律によって修正、適用免除、停止、または廃止されうる。

第22条（廃止）

1項 1987年4月16日付法律第183号第11条および第20条は、廃止される。

2項 1989年3月9日付法律第86号およびその後の修正は、廃止される。